石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の受入設備、運搬設備及び貯蔵設備、廃棄物固形化燃料の貯蔵設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備	石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の受入設備、運搬設備及び貯蔵設備、廃棄物固形化燃料の貯蔵設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

その他告示

○デジタル庁総務省告示第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第四号の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第八十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
事務実施者	事務	事務実施者	事務
［略］		［同上］	
モバイルクリエイト株式会社	モバイルクリエイト株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務	モバイルクリエイト株式会社	モバイルクリエイト株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
東芝デジタルエンジニアリング株式会社	地域医療に係る医療情報データベースに登録されている者であることの識別及び認証等に関する実証に係る事務		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。